

## 《相続登記申請費用のご説明書》

〇〇〇〇 様

---

### 1. 相続関係説明図の作成費用

相続登記の申請に添付する戸籍関係をその他の相続手続で使用することができますので、法務局から戸籍関係を還付してもらうため相続関係説明図を作成し法務局へ提出します。

### 2. 遺産分割協議書の作成費用

今回の相続手続で、相続人3名様の内、〇〇〇〇様が不動産をすべて相続しますので、その遺産分割の内容を法務局に証明するために遺産分割協議書を作成し法務局へ提出します。

### 3. 戸籍関係取得費用

今回の相続手続で必要になる戸籍を当事務所で取得しますのでその取得費用と実費になります。内容については以下の通りです。

戸籍取得代行費 1枚につき500円

戸籍実費 戸籍謄本 1枚450円 戸籍附票 1枚200円～400円

改製原戸籍 1枚750円 除籍謄本 1枚750円

### 4. 事前閲覧・完了登記簿謄本取得（土地1筆・建物1棟の合計2個）

事前閲覧は登記申請前に、不動産の現状を確認するため、インターネット登記情報の閲覧費用になります。

●閲覧実費 不動産1個につき397円

●当事務所の調査費用不動産1個につき1,000円

完了後登記簿謄本は、登記完了確認のため、取得する登記簿謄本の費用になります。

●取得実費 不動産1個につき570円

●当事務所の取得費用 不動産1個につき500円

### 5. 法務局申請（日当・交通費・郵送代）

法務局への登記申請の日当・交通費・郵送費用や権利証その他必要書類返却郵送費用になります。

### 6. 登録免許税

法務局へ支払う印紙になります。

相続登記 固定資産評価価格の0.4%になります。

以上です。